

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：上堰棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

上堰棚田 範囲については、別添 1 のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標（アンダーラインのあるものが必ず達成する数値目標）

（1）棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 令和 11 年度まで上堰棚田における耕作放棄率 38%の現状を維持する。
- ・担い手の確保
 - 令和 11 年度までに上堰棚田の保全に取り組む人数を 9 人から 12 人に増やす。
- ・生産性・付加価値の向上
 - ウィングモア 1 台を購入し畦畔と管理農用地の草刈りの効率アップをはかる。
 - 中山間地域等直接支払制度第 5 期に購入したハンマーナイフモア等を活用して協定農用地に隣接する荒廃農地の草刈りを実施、集落協定の管理下に置き、協定農用地へ編入する。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 令和 11 年度までに棚田米の販売量を 1,600kg から 2,000kg に増加させる。
- ・自然環境の保全・活用
 - 上堰棚田で小中学生の田植えや稲刈りなどの農業体験を新たに年間 4 回開催し年間 100 人の参加者を確保する。
 - 生き物調査、ライトトラップ、虫捕りゲーム大会等の生き物観察イベントを年 3 回以上開催し延べ 30 人の参加者を確保する。
 - 令和 11 年度までに鳥獣による被害面積を 1.5ha から 0.5ha 以下に縮小する。
- ・良好な景観の形成
 - 令和 11 年度までに上堰棚田にオオヤマザクラの木を 30 本植栽する。
 - 菜の花を 30a 植栽する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 上堰棚田でボランティアを活用して堰浚いや畦畔・土手の草刈り、ビオトープ整備、周辺雑木林の間伐と椎茸の原木栽培、芋煮会などのイベントを年間 4 回以上開催し延べ 100 人の参加者を確保する。
 - 令和 11 年度までに棚田オーナー（サポーターも含む）を 16 組から 20 組に増加させる。
- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 令和 11 年度までに直売所の年間売上 180 万円を達成する。

- ・ 棚田米等を活用した 6 次産業化の推進
- 令和 11 年度までに棚田地域で収穫される米・野菜・山菜を原料とした加工品の開発・生産・販売を実現する(0→1)。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・ 耕作放棄の防止・削減
 - ボランティア等の力を活用して、上堰棚田保全の生命線といえる用水路（本木上堰）の維持管理を実施する。
 - 北坂地区を新たに農用地に加え、北坂地区内の農用地を分断している荒廃農地の草刈りを共同取組活動により実施し、良好な管理状態の農地を拡大・維持する。
- ・ 担い手の確保
 - 非農家の中から堰浚いや草刈りに協力してくれる人を確保し、さらに営農への関心を促していく。
- ・ 生産性・付加価値の向上
 - 上堰棚田において、中山間地域等直接支払制度第 5 期で購入したハンマーナイフモア及びスパイダーモアに加えて新たにウィングモアを 1 台導入して機械化農業の取組を推進し、維持管理労力を低減する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 農産物の供給の促進
 - 棚田米（喜堰米）のブランド化がある程度進んだことを踏まえ、直売所やインターネットを活用したり、各種販売会に積極的に参加することを通じて、棚田米の販路を拡大する。
 - 野菜セットのインターネット通販を活用して、地元野菜のファンを拡大する。
- ・ 自然環境の保全・活用
 - 上堰棚田において、小中学生による田植え・稲刈り体験、堰浚いボランティア体験、自然ふれあいイベント（生き物調査等）などを継続的に実施することを通じて、棚田・用水路・雑木林それぞれの意味と価値、そしてこれらによって構成される日本特有の里山の環境の素晴らしさ、それを守り残すことの大切さについて、未来を担う子供たちに感覚的認知を深めてもらうきっかけとする。
 - 生き物調査やライトトラップ、虫捕りゲーム大会などを通じて生態系保全をはじめとした環境教育につなげていく。
 - 上堰棚田において、侵入防止柵が未設置のところは新たに設置し、破られたところについては改善策を実施するとともに、侵入経路となりうる周辺地域の草刈

りと間伐を実施し、鳥獣被害対策を推進する。

- ・良好な景観の形成

- 上堰棚田において、第 5 期で植樹した桜の木の下草刈りや葛蔓払いを実施して保全を図るとともに、新たに 30 本のオオヤマザクラの木を植樹する。
- 休耕地の荒廃を防ぐことも兼ねて菜の花を 30a 植栽する。

- ③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- 棚田オーナー制度や堰浚いボランティアなどの都市農村交流体験イベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図る。
- 各種イベント終了後も参加者には定期的な通信等により状況報告や新たなイベント等への勧誘を行い、リピーターの拡大を図る。
- SNS による情報発信や棚田オーナーからの口コミ促進により、棚田オーナー数の増加につなげる。

- ・棚田を観光資源とした地域振興

- 直売所において周辺の農産物を販売することを通じて、地域活性化を図るとともに都市住民との交流を促進する。
- 地域唯一の観光施設であった「いいでのゆ」が休業状態にあることを踏まえ、直売所と上堰棚田の認知度を高めるために、より広範囲に新聞折込広告を入れる取組を随時行う。
- 美しい棚田の四季や上堰の風景等の魅力を SNS の活用により発信し、交流人口・関係人口の拡大につなげる。

- ・棚田米等を活用した 6 次産業化の推進

- 棚田地域で収穫される米・野菜・山菜を原料とした加工品の開発・生産・販売を実現する。そのために保健所への食品加工所認可の申請を行い、認可を獲得するとともに、加工品の開発、試作品の検討、テスト販売を実施し、令和 10 年度までには直売所での販売を開始する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、農業者、地域住民、喜多方市及び福島県で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

5 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項